

和光市就労継続支援B型施設(精神障害者)
指定管理者令和2年度協定書

令和2年4月1日

和光市

和光市総合福祉会館の就労継続支援B型施設（精神障害者） の管理運営に関する年度協定書

和光市（以下「甲」という。）及び地方自治法第244条の2に定める指定管理者（以下「指定管理者」という。）である医療法人寿鶴会菅野病院（以下「乙」という。）は、令和2年3月2日に締結した和光市総合福祉会館の就労継続支援B型施設（精神障害者）の管理運営に関する基本協定（以下「基本協定」という。）に基づき、令和2年度における和光市総合福祉会館の就労継続支援B型施設（精神障害者）（以下「本施設」という。）の管理運営について、次のとおり年度協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、令和2年度における本施設の管理業務（以下「本業務」という。）の内容等を定めることを目的とするものである。

（年度協定の期間）

第2条 年度協定の期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

（本業務の内容）

第3条 甲及び乙は、令和2年度における本業務の内容が基本協定第7条に定めるとおりであることを確認する。

（運営利益の甲への納付）

第4条 乙は、令和2年度における本業務の収支決算においてその収支に余剰金が生じた場合で、当該余剰金の額が令和2年度における本業務の収入の総額に100分の5を乗じて得た額（以下「基準額」という。）を超えたときは、当該余剰金の額から基準額を減じて得た額に100分の50を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）を運営利益として甲に納付するものとする。

（備品の管理）

第5条 乙は、備品台帳を整備し、適正な管理に努めるものとする。

（モニタリングの実施）

第6条 乙は、本施設を適正に管理運営するため、自己評価及び利用者アンケートを実施するものとする。

2 甲は、乙の本業務及び経理の状況等についてモニタリングを実施する。モニタリングは、基本協定第20条の規定による月報、前項の規定による自己評価及びアンケート結果並びに実地調査により行うものとする。

3 乙は、前項の実地調査の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(合意事項)

第7条 甲と乙が令和2年度における本業務の詳細について協議し、合意した事項は、別紙のとおりとする。

(個人情報の保護)

第8条 乙は、基本協定第17条に定めるもののほか、令和2年度における本業務の実施にあたっては、別紙2の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

令和2年4月1日

甲 埼玉県和光市広沢1番5号
和光市
和光市長 松本 武洋

乙 埼玉県和光市本町28番3号
医療法人寿鶴会 菅野病院
理事長 菅野 隆

合意事項

甲及び乙は、令和２年度における本業務に関し、次の事項について協議し、合意した。

1 経費及び運営利益について

- (1) 本業務の経費は、光熱水費を含まないものとする。
- (2) 乙は、年度協定第４条の規定により甲に運営利益を納付するときは、会計処理後、速やかに行うものとする。

2 施設の維持管理について

本施設を含む和光市総合福祉会館の総合管理は、甲が総合福祉会館建物総合管理業務として第三者に委託するものとする。乙は、本施設を適切に維持管理するため、総合福祉会館建物総合管理業務を受託した者と緊密に連携しなければならない。

3 車、コピー機及び印刷機について

本業務に使用する車、コピー機及び印刷機は、リース対応とし、乙が事業者と契約するものとする。

4 給食について

利用者に提供する給食は、乙が和光市総合福祉会館の就労継続支援Ｂ型施設の指定管理者（以下「Ｂ型指定管理者」という。）から購入するものとする。給食は、Ｂ型指定管理者が本施設の食堂まで配食し、乙の職員が配膳及び下膳を行うものとする。

5 給食費について

利用者及び乙の職員の給食の負担額は、別途協議するものとする。

6 消防計画について

本施設の消防計画は、甲が作成する和光市総合福祉会館消防計画に包含されるものとし、乙は、当該消防計画に基づいた体制整備を行い、防火訓練等又は火災等の発生時にはその任に当たらなければならない。

7 企画提案書の情報公開の開示請求に対する承認について

乙が甲に提出した企画提案書について、第三者から甲に開示請求があったときは、甲は、和光市情報公開条例（平成１２年条例第４８号）に定めるところにより開示するものとする。

8 研修の参加について

乙は、甲が開催する個人情報保護等の研修会に乙の職員が参加することについて、配慮するものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 和光市（以下「甲」という。）から事務処理の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による事務（以下「契約事務」という。）を処理するに当たり、個人情報を取り扱うに際しては、和光市個人情報保護条例を十分に認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、契約事務の処理に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、契約事務に従事する者を事務処理に必要な範囲に限定し、その者の在職中のみならず、退職後においても、契約事務に係る個人情報の秘密の保持について必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(適切な管理)

第3条 乙は、契約事務に係る個人情報の漏えい、滅失、損傷及び改ざんの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、甲が求めたときは、契約事務に係る個人情報の安全な管理及び処理に関して乙が実施する具体的な措置を明らかにしなければならない。

(目的外利用又は第三者への提供の禁止)

第4条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、契約事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、甲の承諾があるときを除き、契約事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、契約事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7条 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、直ちに、甲に報告し、その指示に従わなくてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(報告及び立入調査)

第8条 甲は、乙に対し、必要に応じて報告を求め、又は契約事務に係る個人情報の適正な管理に必要な限度において、担当職員による立入調査をすることができる。

(個人情報の返還又は廃棄等)

第9条 乙は、この契約が終了し、又は解除されたときは、契約事務に係る個人情報を、遅滞なく、甲に返還し、又は甲の承諾を得た上で確実な方法により廃棄若しくは消去をしなければならない。

(契約の解除及び損害賠償)

第10条 甲は、乙がこの特記事項に違反したときは、契約を解除するものとする。

2 乙は、前項の規定により契約が解除されたときは、甲に対し、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第11条 乙は、この特記事項に定めるもののほか契約事務に係る個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。